

住民税等申告相談会場等のご案内

【町内の受付会場】

例年、各振興会の集会場等で申告受付をしていましたが、今年度の申告受付会場は、システム導入に伴い、インターネット環境が必要になったことから、各地区公民館等に集約することになりました。町民の皆様にはご面倒をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

このシステム導入に伴い、確定申告書を「書面」ではなく、「電子データ」で鹿屋税務署へ提出すること（電子申告）が可能になりました。今後、申告受付会場で作成する皆様の確定申告書につきましては、可能な限り、電子データでの提出にご協力いただきたいと思いますと考えております。

つきましては、その事前準備といたしまして、電子データによる確定申告書を提出する際に必要となる「利用者識別番号」を皆様にも事前取得いただきたいと思いますと考えております。

なお、「利用者識別番号」を事前取得していただくことにより、皆様の申告相談時間の短縮につながると考えていますので、ご協力をお願いいたします。

【利用者識別番号の取得方法】

e-Tax ホームページ（国税電子申告・納税システム） <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

【鹿屋税務署関係】

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。また、ご自宅でもパソコンやスマートフォンから国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、e-Tax による送信又は印刷して郵送等により提出することができます。

【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 鹿屋合同庁舎4階会議室（鹿屋市西原4丁目5番1号）

〈開設期間〉 令和2年2月17日（月）から令和2年3月16日（月）まで（土、日、休祝日を除く。）

（注）開設期間前は、申告相談会場を設けておりませんので、開設期間中にお越しください。

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

鹿屋税務署（☎0994(42)3127）※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で所得税の確定申告書を作成し、e-Tax で申告することができます。

令和2年1月から、給与所得（年末調整済の給与のほか、年末調整未済、2か所以上にも対応）のほか、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がり、スマホでの申告が大変便利です。スマホから e-Tax で申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

① マイナンバーカード方式（令和2年1月31日以降）

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面から e-Tax で送信できます。

② ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「ID パスワード」があれば、スマホ専用画面から e-Tax で送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

消費税の確定申告書を作成するためには区分経理が必要です！

令和元年10月から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、令和元年10月以降、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

なお、消費税の確定申告をされる方が、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

【申告に関する注意点】

○課税資料整理のため、申告受付開始前に、税務課及び町民生活課窓口に来られても受付はできません。

○税務課及び町民生活課窓口は確定申告書の預かりのみとし、都合の悪い場合は申告予備日ご利用ください。但し、特別な事情がある場合は窓口で受け付けますが、確定申告書の作成は対応できません。

○所得税の確定申告をした場合、後日、税務署から役場へ申告書が送付されますので、別途住民等の申告をする必要はありません。確定申告については、鹿屋税務署（☎0994(42)3127）へお尋ねください。

確定申告書は国税庁 HP ⇒ <http://www.nta.go.jp/> から作成できます。